

令和7年余市町議会第3回定例会会議録（第2号）

開 議 午前10時00分
延 会 午後 2時18分

○招 集 年 月 日

令和7年9月11日（木曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 議

令和7年9月12日（金曜日）午前10時

○出 席 議 員 (15名)

余市町議会議長 12番 藤野博三
余市町議会副議長 3番 岸本好且
余市町議會議員
〃 2番 尾森加奈恵
〃 4番 佐藤剛司
〃 5番 内海富美子
〃 6番 庄巖龍
〃 7番 中井寿夫
〃 8番 川内谷幸恵
〃 9番 土屋美奈子
〃 11番 茅根英昭
〃 13番 ジャストミートあたる
〃 14番 大物翔
〃 15番 白川栄美子
〃 16番 寺田進

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔
副 町 長 渡 邊 郁 尚
総 務 部 長 高 橋 伸 明
総 務 課 長 越 智 英 章
財 政 課 長 高 田 幸 樹
税 務 課 長 成 田 文 明
民 生 部 長 阿 部 弘 亨
福 祉 課 長 大 森 直 也
子 育 て・ 健 康 推 進 課 長 新 木 徹 也
保 険 課 長 枝 村 潤
環 境 対 策 課 長 佐々木 大 介
総 合 政 策 部 長 橋 端 良 平
政 策 推 進 課 長 荒 井 拓 之 介
農 林 水 産 課 長 北 島 貴 光
商 工 觀 光 課 長 鈴 木 貴 之
建 設 水 道 部 長 紺 谷 友 之
建 設 課 長 井 上 健 男
ま ち づ く り 計 画 課 長 二 木 二 郎
水 道 課 長 (併) 下 水 道 課 長 後 藤 將 人
会 計 管 理 者 (併) 会 計 課 長 小 黒 雅 文
農 業 委 員 会 事 務 局 長 佐々木 孝 太
教 育 委 員 会 教 育 長 前 坂 伸 也
教 育 部 長 浅 野 敏 昭
学 校 教 育 課 長 本 間 憲 明
選 举 管 理 委 員 会 委 員 長 絹 野 秀 克
選 举 管 理 委 員 会 事 務 局 長 (併) 監 察 委 員 事 務 局 長 小 林 武

○欠 席 議 員 (0名)

○出 席 者

○事 務 局 職 員 出 席 者

事務局長 羽生満広
書記 寒河江美桜
書記 山内千洋

○議事日程

第 1 一般質問

開議 午前10時00分

○議長（藤野博三君） ただいまから令和7年余市町議会第3回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は15名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立了いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（藤野博三君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順位5番、議席番号13番、ジャストミートあたる議員の発言を許します。

○13番（ジャストミートあたる君） 一般質問通告書に基づき質問させていただきます。

件名、田川橋周辺の廃棄船やゴミ・糞便等の環境問題について。町民の方から田川橋周辺の環境が劣悪だととの相談があり、現地に赴き視察したところ、橋桁の下に廃棄船が数隻、たばこの吸い殻等のごみの集積が確認されました。また、話によると近くには水上ジェットスキーの船揚げ場があり、その利用者が草むらで用を足した痕跡が見受けられたそうです。このような状況に対して次の事項を伺いたい。

1、廃棄船は全部で何隻確認されているか。また、初めて確認されてからどのくらいの期間がたっているか。

2、廃棄船はしばらくこのまま放置か。行政代執行で撤去する予定か。

3、ごみやふん便の対処はどうするつもりか。

次、第27回参議院議員通常選挙の開票結果について。令和7年7月20日に執行された第27回参議院議員選挙の選挙結果表内、選挙区選挙投票結果の投票数の部分に持ち帰りとあるが、これは開票作業の際に交付された投票用紙の数と投票箱に残っていた投票用紙の数を照合したときに差分が出た場合に持ち帰りと記録されると認識しているが、それを踏まえて次の事項を伺いたい。

1、この持ち帰りというのは選挙人が投票箱に入れずにそのまま持ち帰ったのか、現場で紛失したのか、あるいは誤って処分されたのか、またそれ以外か。

2、このような持ち帰り票が出るような状況になった原因は何か。

3、イオンや役場内での期日前投票でのトラブルはなかったか。

また、令和6年度に行われた第50回衆議院議員総選挙において、余市町の投票率は小選挙区59.16%、比例代表59.17%だったが、今回の参議院議員通常選挙では小選挙区56.37%、比例代表56.37%と投票所を増やしたにもかかわらず、ともに前回を下回ったが、考察と見解をお聞かせください。

次、第57回北海ソーラン祭りの短縮、縮小化について。令和7年7月5日に行われた北海ソーラン祭りは、例年は2日間開催されるところ、1日のみの開催だった。2日目の花火も未実施だったこともあり、祭りの小規模化は町の衰退を感じざるを得なかった。そこで、次の事項を伺いたい。

1、なぜ1日のみの開催となり、花火大会が未実施になったのか。

2、以前はニッカ工場内でニシンの焼き物があったり、西部地区の港にて海を望みながら飲食を楽しむといったような昔ながらの北海ソーラン祭りの風情を感じられたが、今回はまるでどこかのビアガーデンのような雰囲気だった。なおかつ、余市神社例大祭と開催地が同じ駅前の駐車場とい

うこともあり、新鮮味というものは感じられなかった。思い切って例大祭との差別化を図り、開催地を変え、より一層ソーラン祭りの風情を楽しめるよう計画を立て直す考えはあるか。

3、ステージの向きが飲食のテントと並列的に設置されており、イベントをしっかりと見ようとすると飲食スペースから移動しなければならず、飲食と余興が分断されるように見受けられたが、改善の余地はあるか。

次、余市町の人口の動態と現状について。「広報よいち」に掲載されている余市の人口は、直近国勢調査された年である令和2年では人口1万8,344人であるが、国勢調査では1万8,000人とあり、世帯数においては住民登録9,822世帯、国勢調査では8,283世帯とあった。そして、最新の令和7年7月31日の時点では、住民登録人口1万6,867人、世帯数9,518世帯と公表されている。そこで、次の事項を伺いたい。

1、令和2年の時点で国勢調査と住民登録の数値に乖離が見られるが、主な理由は何か。

2、令和2年ではその差は1,539世帯に上り、住民登録ベースでは約18.6%多いことになっている。国勢調査まで5年のラグがあり、今年が調査年度となるが、このラグが最大になると思われ、実際は行政を行う上でどのような不都合が顕在化するか。

3、お米クーポン住民登録ベースで配布されたと思うが、実情実数は何世帯に至ったか。

4、最近本町でも外国人を見る機会が増えたが、現状では住民の何%ぐらいが台帳に登録されているか。また、国籍別でどのような国から移住してきているのか。

5、現在余市町には生活保護世帯は何世帯あり、日本以外の国籍での生活保護世帯は何世帯あるのか。また、これらの過去10年の推移はどうなっているか。

次、クーリングシェルターについて。余市町役

場1階正面玄関横に設置されたクーリングシェルターを使用したところ、あまり涼を取ることができなかつた。というのも、設置されている機械はスポットクーラーで、本来部屋全体を冷やすというより人体などをスポット的に冷やすことを目的としている。さらに、狭い室内に設置し、長いダクトホースを使用していることによりホース自体からも放熱があり、非効率この上ない仕様となっていた。スポットクーラーは電力を多量に使用します。しかし、暖房と冷房を同時に使っている状態にあり、効果が相殺され、貴重な資源が無駄に消費されていることに心苦しくなった次第であります。例えるなら、部屋が暑いから冷蔵庫を開けて涼を取るようなものです。改善される考えはあるか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の田川橋周辺の廃棄船やゴミ・糞便等の環境問題に関する質問に答弁します。

余市川については2級河川であることから、北海道知事が河川管理者となります。このため、質問の船舶の対応等については具体的な答弁はできませんが、本町に余市川に関する連絡があった際はその旨を北海道に情報提供しています。

次に、北海ソーラン祭りに関する3点の質問ですが、それぞれ関連がありますので、一括して答弁します。協賛金の減少や花火大会に係る費用の高騰等の課題が顕在化する中、北海ソーラン祭り実行委員会における協議の結果、今年度は1日のみの開催とし、花火大会については見送るとの判断がなされました。北海ソーラン祭りの在り方については、実行委員会において引き続き協議、検討が進められます。

次に、余市町の人口動態と現状に関する質問についてですが、1点目の国勢調査と住民登録の数値の乖離については、国勢調査と住民基本台帳はそもそも人口及び世帯の捉え方に違いがあるため差が生じています。人口については国勢調査は

10月1日現在本町に3か月以上継続して居住、または居住予定の方を調査対象としていますが、住民基本台帳では住民票が本町にある方を人口としてカウントしています。また、世帯数についても例えば病院、老人ホーム、児童福祉施設、学生寮や寄宿舎などは国勢調査では入居者を棟ごとにまとめて1つの世帯として扱うため、住民基本台帳における世帯数とは異なります。

2点目のどのような不都合が顕在化するかについてですが、国勢調査と住民基本台帳の数値の乖離による不都合が生じることはありません。

3点目のお米クーポン配布世帯数ですが、7月1日現在で住民基本台帳に世帯主として登録されている方を対象に、該当件数は9,510世帯となっています。

4点目の外国人の登録状況についてですが、令和7年8月末現在、本町に住民登録されている外国人は306人で、全体の1.82%に当たります。また、国籍別では20の国と地域の登録があり、主な内訳としてベトナムが100人、インドネシアが58人、中国が34人、フィリピンとミャンマーが32人となっています。その他14の国と地域についてはそれぞれ少人数となっています。

5点目の生活保護世帯についてですが、北海道後志総合振興局余市福祉事務所からの情報提供として、令和7年3月末現在で451世帯、日本以外の国籍でゼロ世帯です。また、過去10年の推移についてですが、令和6年3月末現在465世帯、日本以外の国籍でゼロ世帯、令和5年3月末現在で502世帯、日本以外の国籍でゼロ世帯、令和4年3月末現在で510世帯、日本以外の国籍で1世帯、令和3年3月末現在で528世帯、日本以外の国籍で1世帯、令和2年3月末現在で538世帯、日本以外の国籍で1世帯、平成31年3月末現在で547世帯、日本以外の国籍で1世帯、平成30年3月末現在で576世帯、日本以外の国籍で1世帯、平成29年3月末現在で597世帯、日本以外の国籍で1世帯、平成28年

3月末現在で611世帯、日本以外の国籍で1世帯、平成27年3月末現在で601世帯、日本以外の国籍で1世帯です。

次に、クーリングシェルターについてですが、本年より余市町役場庁舎の1階正面玄関横のスペースをクーリングシェルターとして新たに位置づけ、熱中症特別警戒アラートの発表時など危険な暑さから来庁者の健康を守ることを目的に開設したものです。現在はスポットクーラーを使用しており、冷房効果については限定的な面もありますが、これは本庁舎に空調設備が設けられていない中、現実的かつ迅速に対応可能な手段として選定したものです。設置場所や運用方法、放熱ロスへの対策など電力消費や効率性にも留意しつつ、今後の暑熱状況や利用実態を踏まえた上で必要に応じて運用の改善や機材の見直し等を検討します。

なお、選挙関係の質問につきましては、選挙管理委員会委員長より答弁します。

○選挙管理委員会委員長（絹野秀克君） 13番、ジャストミートあたる議員の第27回参議院議員通常選挙の開票結果のご質問について答弁申し上げます。

1点目の第27回参議院議員通常選挙における選挙区選挙での持ち帰り1票についてでありますが、開票結果において投票者総数と投票数が1票符合せず、持ち帰りとなったところでございます。開票事務において符合しない1票について再度投票箱や各機器等、票が残されていないか最終確認を行い、その結果選挙人が投票用紙を持ち帰ったものと判断し、開票立会人に確認の上、決定したものでありますので、ご理解いただきたいと思います。

2点目のこのような持ち帰り票が出る状況についてでありますが、ご案内のとおり投票所では投票管理者、投票立会人、事務従事者により投票所の運営がされており、各投票所では時間的に混雑している場合や有権者の確認作業など、さらに投

票所内で代理投票を行っている場合など様々なケースの中で執行されておりますが、今後投票管理者等をはじめ関係者に十分周知を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

3点目の期日前投票でのトラブルについてであります、今回の選挙から期日前投票所を役場のほかにイオン余市店様の協力をいただき、2か所としたところでございます。私も投票管理者としてどちらの投票所にも数日担当させていただきました。イオン余市店では初めてということもあり、事前に担当の方と入念に打合せをさせていただき、特にトラブルはありませんでしたので、ご理解いただきたいと存じます。

4点目の投票率が昨年の衆議院議員総選挙より下回った考察についてでありますが、今回の参議院議員通常選挙の投票率が56.37%、3年前の同選挙の投票率が52.23%で4.14%上昇しましたが、昨年の衆議院総選挙の投票率59.16%と比較すると2.79%下回った結果となったところでございます。期日前投票所を増設した結果、期日前投票者数は制度創設以来過去最高の4,365人で、投票者総数の52.26%となったところですが、当日各投票所での投票者が伸びなかつたところでございます。年代別の投票率では、60歳代の投票率が66.34%と一番高く、次いで20歳未満の66.13%という結果となっており、昨年の選挙と比較すると20歳未満が14.39%、30歳代が9.05%、20歳代が8.09%と若者の投票率が伸びている一方で、80歳代の投票者数がマイナス245人、率にして17.62%と一番高く、次に70歳代がマイナス372人、率にして8.10%となっております。選挙管理委員会としましては、今後とも投票環境の向上、投票機会の確保等について検討を進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○13番（ジャストミートあたる君） 再質問いきます。

先ほど、1枚目、田川橋の件なのですが、ざっくりとなしという、答弁がいただけなかったような気がします。余市川は2級河川であり、2級水系で、管理者が北海道知事、実務は北海道建設部小樽建設管理部となっておりますが、余市町としてはこれ何もできないということでおろしいのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

何もできないというか、管理者が北海道ですので、余市町も情報を得た時点できちんと北海道に情報を提供して、対応するのは北海道ということになっているわけです。

○13番（ジャストミートあたる君） 対応するの北海道なのですが、では具体的にあの廃船なり、あそこの管理というものはやっぱり余市町としてはやっていただきたいということを進言して、北海道が動くという形になるのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

所有者が現れない場合は、北海道のほうで対応すると。もちろんそれぞれ各権限事項があるから、その権限の範囲内でやるわけであって、今回に関しては余市町の権限ではなく、先ほどから申し上げているとおり、北海道の権限なので、余市町から船がありますよと。北海道のほうできちんと管理者として廃棄船、不適切だというふうなのであれば、もちろんそれ北海道のほうで対応するということです。

○13番（ジャストミートあたる君） この先、余市町としては撤去の要請はされる予定ありますか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

余市町としては、情報提供しておるということあります。撤去の要請は、情報提供の中に放置したらよくないというのはもちろんその旨伝えているわけですけれども、きちんとその対応については北海道のほうでやるということです。

○13番（ジャストミートあたる君） データ提供と要請されているということだったのですが、北海道がこの田川橋周辺にアクションを起こしたというのは年何回ぐらいのアクション数なのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

北海道のアクションについては、把握していないということです。

○13番（ジャストミートあたる君） ということは、余市町としては情報提供して、放置ということでおろしいのでしょうか。何もできないというような答弁にしか聞こえないのですけれども、例えば余市川クリーンアップ作戦、住民、企業、団体がります。余市川並木道清掃事業、これ余市町と観光協会と地域ボランティアがります。こういった廃棄船は無理だとしても、そこ辺の周辺の道のごみとか、そういったことはやられていると思うのですが、これは田川橋周辺は範囲外なのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

クリーンアップ作戦や並木道の清掃は、田川橋のほうでもやっています。

○13番（ジャストミートあたる君） ということは、管理は北海道だけれども、やることやっているのはやっぱり余市町がやっていると思うのです。観光協会と余市町がやっているので。全くさつきの情報提供のみですみたいな答弁はちょっと言葉足らずだったのではないかなどと思うのですけ

れども、ではこういったたばことかふん便の対処はクリーンアップ作戦、並木道清掃事業に入るのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

全然言葉足らずではなく、ジャストミートあたる議員が混同しているだけであって、廃棄船なのは大きいもので、管理すべきものです。それについては北海道であって、クリーンアップ作戦ですか並木道の清掃作業というのは徒歩で歩く部分とか、今でいうところのごみやふん便の処理はどうするのかという質問ですけれども、その点に関してはボランティアや関係団体の協力を得て、余市町のほうでクリーンアップ作戦や並木道での清掃を行っているということであって、廃棄船の問題とごみの問題は別の論点ですから、その点は混同しないようにしていただきたい。

○13番（ジャストミートあたる君） ちょっと前にコロナ禍があって、ふん便等はそういった雑菌やウイルスがあるので、こういった場合はボランティアに託すのではなく、やっぱり予算を組んで、専門業者がやるべきだと思うのですが、いかがでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

根本的な問題なのですけれども、そもそも野でふん便するのが通常ではないでしょう。それを行政が予算をかけてそんな誰かがしたふん便を処理するというのは行政以前の問題であるとも思っています。しかし、ごみなどが落ちていることがあるから、それについてはボランティアの方々の協力を得て清掃作業をしているということでございます。

○13番（ジャストミートあたる君） 近くに水上バイク、ジェットスキーの利用者にある船揚げ場があるのです。そこに週末とか長期休暇、これか

ら3連休あるから、また来ると思うのですけれども、そこにテントを張るのです。そこで朝から晩までおると。そこでやっぱり水上スキーをやっているとトイレしたくなるけれども、トイレがない。だから、そこら辺です。それを周りの住民が見て不快に思うという構造だと思うのです。だから、実際ふん便はあるのです。苦情入っています、僕に。そういった面では、町は何もアクション起こせないということでよろしいのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

これもちろん、何か前にも質問ありましたが、マナーの悪い方の問題です。これはもちろん迷惑な話なので、一応その辺の道でふんとか尿とかしていたら、それは行政以前の問題、人間のマナーの問題ではないですか。そのような迷惑行為があったら、町というよりは警察とか、そういうマターになってしまいますので、その辺はそういう迷惑行為があれば関係機関、警察とも連携しながら、そちらに通報するということになるかというふうに思います。

○13番（ジャストミートあたる君） では、町として啓蒙活動はどういうふうにやられるでしょうか。僕現地行ったのですけれども、いろいろ看板が立っているのです。ここに廃棄船があります、ここでたばこの吸い殻どうの、ここではどうのこうの、そういった啓蒙活動は町としてはどうでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

道でふんをするのが啓蒙以前の問題だと思いませんけれども、そもそもそんな看板設置するまでもなく、道でふんするなんてあり得ない話なので、その点は通常パトロールいろいろしますから、道路管理の。そういうので状況を確認したり、看板

等で、看板立てふんをしないでくださいというのも人間としてどうかなと思いますけれども、そういうことはやっているわけです。

○13番（ジャストミートあたる君） 話を聞いていると、何か何もしてくれないのかなと僕は思ってしまいます。時間ないので、次行きます。

選挙管理委員会の委員長のお答えでございますけれども、この持ち帰りというのはその名のとおり持ち帰ったということなのですが、それと同時に無効票の数が、今回選挙区271、比例区261というふうにほぼ同数、つまり無効票やっている人間はほぼ同じ人間なのではなかろうかという推察ができるのですけれども、近いですから。この無効票の中身は具体的にどんな無効票の中身だったのでしょうか。白票なのか、それとも例えば選挙用紙を持ち帰って、なおかつこういった紙、入れるふりして違う紙を入れたのかとか、無効票の中身をちょっと詳しく知りたいです。

○選挙管理委員会委員長（絹野秀克君） 13番のジャストミートあたる議員の質問に答弁したいと思います。

ほとんどが白票でございます。あと、いたずら書きとか、そういう関係はありますけれども、今言ったように、ほとんどが白票という形で押されていただければと思います。

○13番（ジャストミートあたる君） ほとんどがと言いましたが、ではほとんどではないものは、こういった普通のコピー用紙とかで物が入っていたような形跡はありますでしょうか。

○選挙管理委員会委員長（絹野秀克君） 13番のジャストミートあたる議員の質問に答えるたいと思います。

そういうようなことは一切ありません。全てが投票用紙でございます。

○13番（ジャストミートあたる君） では、無効票数が余市町は、ちょっと計算してみたのですけれども、全体の6.5%、全国だと2%から3%とい

って、余市町は無効票の数が約倍以上ということになっていますが、そこら辺はどうお考えでしょうか。

○選挙管理委員会委員長（絹野秀克君） 13番のジャストミートあたる議員の質問に答えるたいと思います。

今の質問なのですけれども、我々選挙管理委員会としてはこの無効票についてはどうにもできないのです。できるだけ投票のときには名前を書いてもらうようにという、そういう押さえはしていますけれども、私がやっているときに誰に投票しても何も変わらないのだからということで俺は真っ白で、白票で入れるよという、そういう人もいるのです。だから、白票で入れた人の心理というのはなかなか推理できないのですけれども、大体そういう方が多いのかなというふうに考えております。

○13番（ジャストミートあたる君） 今回ある選挙区ではパチンコ屋が自分の従業員に金銭を渡して、票の取りまとめをやったということが公選法で、平成以降最大の買収、公選法事件となって、それとともにネットでは持ち帰り票というのが問題になっていて、この持ち帰り票はどういうことに使われるかというと、これを売買に使われると。それ持ち帰って、その票の紙、投票用紙を幾らか、1万円なり2万円なり売る。それを本番の、当日はばれるので、こういった場外、イオンとか、そういったところの投票所で使うと。なぜなら、そっちのほうがセキュリティーが甘いらしいのです。なので、例えば変装していくとか、そういうことで使用すると。買い取った票を使うようです。そこではやっぱり、僕もイオンでやりましたけれども、簡単な宣誓書みたいなのでできるのですが、あと住所とか。それ照らし合わせるということになるので、そこに身分証明書というのはやっぱりセキュリティーとしては必要だと思うのですが、いかがでしょう。

○選挙管理委員会委員長（絹野秀克君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答えるたいと思います。

一応宣誓書の住所と生年月日、それを機械に照合しますので、まず間違いは絶対ないと私たちは思っています。証明書、免許証とか、そういうのを持ってくる方もいるのですけれども、一応選管としては宣誓書と、それから機械に入っているデータと照らし合わせて、それで確認しておりますので、まず間違いないと思います。

○13番（ジャストミートあたる君） マイナンバーとか病院とか免許証は必ず顔写真がついているのです。こういったものに対して、選挙というものはデータ照合だけだと。宣誓書のみと。何でこんな大事なものが、それがないのかというのに非常に疑問があるのです。実際票の買取りをやって、50票、それから60票を一人でやったという方も出でいらっしゃいました。これこういうことが実際起こっているわけです。自分で顔出して、僕はやったのだというふうに言っていて、ということはできるのです。セキュリティーが幾ら大丈夫だと言っていても、照合しているから大丈夫だといつても実際やれている人がいるので、そのところやっぱり身分証明書というのを、例えば余市独自でそういうことは可能なのでしょうか。

○選挙管理委員会委員長（絹野秀克君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答えるたいと思います。

余市町では、まず今までそういうことはありませんでしたし、今後もないと判断しておりますけれども、今いろいろな面で問題がありますので、ちょっとその辺については選挙管理委員会のほうとしても検討を加えていきたいなと、そう思っております。

○13番（ジャストミートあたる君） ご検討ありがとうございます。公正、厳正なる選挙制度のためにやっぱり身分証明は大事だと思います。

次回の選挙に向けて投票率アップについて、これ以上のこととはやらないのか、それとももうちょっと投票所を増やすのか、そういう検討はされていますでしょうか。

○選挙管理委員会委員長（絹野秀克君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答えます。

これ以上会場を増やすと、立会人とか、そういう方がどんどん増えていくのです。今現時点で立会人をやってくれる方の年齢が高齢化してしまって、なかなかやってもらうのが大変なのです。ただ、余市町は明るい選挙推進委員会というのがありますし、その中で全てやってくれているものですから、小樽なんか全部募集するのです。小樽の選管に聞くと、募集するのが非常に大変だという話はよく聞いております。ですから、これ以上増やすとなると、非常に運営上難しい面があるのでないかなと、そう捉えております。

○13番（ジャストミートあたる君） ありがとうございます。

次に行きたいと思います。ソーラン祭りなのですが、物価高騰とか予算の関係上1日のみになつたと。花火大会も未実施になったということでございますが、花火大会中止の是非と来年の見通しをちょっとお伺いしたい。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

昨年花火大会やったのは、アサヒビールさんからの企業版ふるさと納税、1,000万円余市に寄附いただいたので、その財源を基にやったわけですけれども、毎年花火大会、お金かかるのは分かりますよね。なので、その財源で委員会のほうで寄附を集めたりしてやるのですけれども、花火大会をやるに当たっては不足をするということで、今年の寄附を来年にまで持ち越して、来年やるという予定では聞いてはいますけれども、そのように花火の実施に関してはもちろん財源的な面が多くあ

るということでございます。

○13番（ジャストミートあたる君） 花火に関しては、復活させる意思がありというふうに取らせていただきます。

次に、町の位置づけとしてソーラン祭りが観光とか振興計画でどの位置づけになっているのかちょっとお伺いしたい。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

ソーラン祭りに関しては、趣旨はソーラン節の次世代への継承がその趣旨なわけです。産業祭りに関しては味覚祭りがこの9月にありますので、そことのすみ分けがされているわけです。なので、コロナ期間中に2年間ストップしましたけれども、その間要是ソーラン節の継承が趣旨なのであれば、産業祭りと統合して、一つにして、より予算規模も大きくして、大きくやったほうがいいのではないかという議論もあったわけですけれども、これ町がやっているわけではなくて、委員会を構成してやるわけなので、委員会の議論の中で短くしてもいいから2回やりたいというようなことが議論なされて、やったというような話であります。もちろん今年も私も出でていまして、開会の挨拶もしましたけれども、誰も聞いていないですから、そのようなステージの向きとかもあるかと思いますけれども、そういう感じですので、来年に当たってはやっぱり祭りの在り方というのをきちんとちゃんと考えてよというふうな指示はもちろん出していますが、いずれにせよ制度趣旨を踏まえて今後この祭りの在り方をどうするのかというのはきちんと議論していくべきことだというふうには思っています。

○13番（ジャストミートあたる君） となれば、町の影響力、プレゼンするというのですか、どれだけ町は踏み込んで計画を立てれるのか、踏み込めるのか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

もちろん総会と幹事会という事務的な会議があるわけすけれども、ソーラン祭りの内容全体については総会で決を採って実施します。こういう内容で実施しますというふうに決めていくわけですけれども、その以前に事務方の会議があるわけです、今年の祭りどうしようかと。そこには町のスタッフも入っているので、その中で町の意見も反映させることができるので。こういう構造で決まっているということです。

○13番（ジャストミートあたる君） 通告書でも言ったのですけれども、ビアガーデン感がすごくて、前回ニッカでやった頃はそれなりにニシンだとかいろいろ風情を感じられたのです。西部の港での飲食だとかというのはやっぱりああ、ソーラン祭りっぽいなというのはあったのですが、今回は本当にただの何か催物やるから集まってという、それで屋台を並べるというような感覚に僕は取ってしまいました。やっぱり会場というのを差別化したほうがいいと思うのです。具体的に言えば、浜中・モイレ海水浴場とか余市漁港親水公園とか、そういったところに変えて、シリパ、海を見ながら太鼓を聴くとか、文化を継承するならば、駅前は効率はいいですけれども、やっぱり文化というのは効率だけではなく、非効率なところも文化の一部でありますから、そういうことを踏まえて会場をちょっと変えてみるという考えはありますでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

会場に関してももちろん昨年は花火大会もあったことから、港のほうでもやっていましたし、ニッカでやっていた時期も平成29年とかにあります。それ以降はないですけれども、港湾というか、

許可の問題で使える、使えないというのもあるのでしょうけれども、場所についても今年の反省を踏まえて事務方の会議でもんで、総会に上げてくるということなので、現在どういう会場になるかは分かりませんけれども、様々な状況を踏まえつつどこにするのが一番いいかという議論がなされるのではないかというふうには思います。

○13番（ジャストミートあたる君） もし会場が変わると交通の便が悪いというところあるのです。こういうときこそデマンド交通を利用するというのも一つの手なのかなと思います。

あと、これは言っても言わなくてもいいのかもしないですけれども、ステージの向き、先ほど町長も誰も聞いてくれないとあったので、ステージの向きというものを今後改善される予定はありますか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

細かいことなので、私が政策的に変えろとかいう、そういうレベルの話ではないと思うのですが、事務方の会議の中で検討されるのではないかなどいうふうに思います。

○13番（ジャストミートあたる君） 町としては、基金の活用、ふるさと納税を割くという考えはありますでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

そもそも予算書を見ていただければ分かりますけれども、町も予算を投下しているわけです。昨年については、先ほど申し上げたとおり、ふるさと納税1,000万円投下しているわけです。このように町が全く財政を出していないというわけではなくて、町も予算を投下した上で委員会が財源を集めてやるというのがソーラン祭りの形になっています。

○13番（ジャストミートあたる君） 分かりました。

次に行きます。余市町の人口の動態と現状について。人口減少対策とか福祉政策の基礎数値としては、どちらを優先しているのでしょうか。国勢調査ですか、住民登録でしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

ちょっと質問の趣旨があまり不明確でよく分からなかつたのですけれども、人口減少の対策を取る場合どっちを重視するかということなのですが、先ほど来国勢調査と住基の登録では差異があるというふうに申し上げましたけれども、福祉政策ですか人口減少対策の政策を打つ上では、例えば今回のクーポンとか給付系のものであれば実際に住んでいる人に届かなければならぬので、それは住基に基づいてやるということが基本になってくるかというふうには思います。総体での大きい政策の中での人口減少対策どうするか、例えはうちはやっていくのか別として、そういう議論になってきたら、特段国勢調査と住基の差については特にどっちが乖離しているから問題が起こるということはないのではないかなどというふうに思います。

○13番（ジャストミートあたる君） であるならば、世帯数が1,500以上、18.6%の差異というのはかなりでかいと思うのです、この5年間のラグ。今年度が国勢調査と。一番ラグが広がる年でもあると思うのです。例えはこれが、国勢調査が結果が出た年とそのときの住民の差異というのは、どうやって穴埋めするのでしょうか。例えは国勢調査が結果が出ました。その直近の住民票登録というのは、ここに差異が出た場合どうやってその穴埋めをするのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思ひ

ます。

穴埋めするということなのですけれども、穴埋めをする必要性を認識できないので、ちょっと質問の意図がよく分からぬのですけれども、要は根拠法令が違うわけなので、国勢調査は国の統計法です。実際に自治体のオペレーション的には住基に基づいて住んでいる人に対して政策を行うので、そこに差が生じたとしても特段の不便も感じていないうのが現状です。

○13番（ジャストミートあたる君） お米クーポンなのですけれども、9,510世帯と。9,510世帯の中で、これに準じると18.6%の差異が出ると。実際9,510世帯に配って、今のところ反応というのはいかがでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

今意図が分かりましたが、国勢調査と住基で差異が生じるときに配布で差が出るかという、多分そういう趣旨で質問したと思うのですが、先ほど私が申し上げたとおり、こういう配布系のものは住基に基づいてリアルタイムでの数値でやっているので、特段支障が生じないと、そういう意味で、実際の交付に関して言つたら、ずれももちろん100%ないとは言えないでの、交付率に関しては95%の人に行き渡つてゐるというふうなデータは持つてきています。

○13番（ジャストミートあたる君） ちょっと惜しいですけれども、次の質問に行きます。

クーリングシェルターについて。これ非常に非効率なわけです。ダクトホースからも出でているし、少なからずスポットクーラーをクーリングシェルターの外に置いてやるとか、中に置くというのは一番ちょっと愚かなというか、もしくは外にやって、冷風のスポットのものを逆にダクトホースの中に入れると、そういうやり方もあったと思うのですが、今後改善される予定はありますでしょうか

か。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

最初の答弁でも言ったとおり、必要に応じて機材や運用の見直しをするということに尽きるかと思います。

○13番（ジャストミートあたる君） クーリングシェルターについて、あの施設は元何だったのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

あれ昔は喫煙所として使っております。

○13番（ジャストミートあたる君） ということは、喫煙所がなくなってしまったということです。昨日、11日、終わった後、僕忘れ物を取りに5時45分に来たのです。そうすると、正面玄関右の通用口横で喫煙を確認しました。そこから、ドア開け放しですから、煙突効果でそこの議員控室までたばこの臭いが充満しておりました。これ喫煙所をなくした結果こういった弊害、あそこは喫煙所ではないですよね、外の駐車場の通用口というのは。こういったことが確認されて、お疲れさまでしたなんて言うと、ちょっと私あってなったのです。やっぱりやましい気持ちはあるわけです。ああいった一得一失的な状況があると思うのですが、これ改善される予定ありますか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

喫煙に関する問題は通告外ですから。一応言つておりますけれども、私それ見ていないので、分からないですけれども、それこそ別に全面禁煙でやっていますので、それは個人のマナーなので、そういう喫煙の事実があったのであれば、こちらから注意するということ、別に制度的に改善する

と、そういう話ではないと思います。

○13番（ジャストミートあたる君） やっぱりこれクーリングシェルターをつくって、喫煙所がなくなった結果こういったことなので、関連はあると思います。ルールづくりというか、こういうことはちゃんとやっていただきたい。非常に不愉快、臭い。こういったところをルールを守るということを徹底していただきたいということで質問終わりたいと思います。最後にこれ町長から聞かないと書けないので、町長、何かあったら。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

喫煙所に関しては、ここがおっしゃっているスポットクーラーを置いているところではなくて、屋上が一応喫煙所に設定されているので、ここを潰したから、要は1階をクーリングシェルターにしたから喫煙が増えたということではなくて、そもそも上にあるので、今多分事実誤認があったというのを取りあえず指摘はしておきますが、いずれにせよこれクーリングシェルターの話なので、先ほども申し上げたとおり、どういうのが一番効率的なのか今後検討していくということでしょう。

○13番（ジャストミートあたる君） まだ時間があるようなので、もうちょっとといきますけれども、来年度の夏までに改善を実施するのか、それとも調査、検討にとどまるのか、そして町民からすれば次の猛暑に間に合うのか、改善が。よろしくお願いします。

○議長（藤野博三君） ジャストミートあたる議員の質問が終わりました。

答弁については、最後に町長に求めますので、よろしくお願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

スポットクーラーですけれども、例えば外に立ってずっと作業している方とかがいますが、そういう屋外で使う、スポットという名前のとおりスポットを冷やすものなので、室内でも要は常にそこで涼んでいるわけではなくて、スポット的に冷えることで猛暑から身を守るというような、そういう趣旨のものですので、一時的に冷却効果はあるというふうには思います。いずれにせよ、先ほど来申し上げているとおり、より効率的な運用ができるのであれば、それにしていくということに尽きるわけです。

○議長（藤野博三君） ジャストミートあたる議員の発言が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

順次発言を許します。

発言順位6番、議席番号16番、寺田議員の発言を許します。

○16番（寺田 進君） 令和7年第3回定例会に当たり、さきに通告しております1件の質問をいたします。答弁よろしくお願ひいたします。

リチウム蓄電池等の小型充電式電池の回収について。リチウム蓄電池は、繰り返し充電することができ、小型で高性能ということもあって、私たちの身の回りにある様々な製品に搭載されています。例えばスマートフォン、パソコン、加熱式たばこ、電動歯ブラシやシェーバー、携帯型扇風機など最近の充電できる製品にはほとんどリチウム蓄電池が使われています。私たちの生活に欠かせなくなった一方で、使用を続けると劣化し、内部に可燃性ガスがたまることがあり、こうした状態の電池に強い衝撃や圧力が加わってショートした

り、過充電で異常な熱が発生したりするなどして、たまっていたガスが発火するそうです。私たちの身の回りでは充電中の発火事故が多いのですが、ごみ収集やごみ処理施設では分別されずに捨てられたリチウム蓄電池が圧縮や破碎されたときに発火事故が起きています。令和5年度には全国の市町村において8,543件発生し、深刻な課題となっております。その中で、環境省は家庭から出される不用になった全てのリチウム蓄電池を市区町村が回収するように求めた市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策についてを令和7年4月15日に通知いたしました。そこで、以下伺います。

余市町におけるリチウム蓄電池の分別収集の取組について伺います。

火災事故等の未然防止のためにも行政によるリチウム蓄電池、リチウム蓄電池使用製品などをごみ収集ステーション等で回収が必要と考えますが、見解を伺います。

また、3月31日に市区町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策集概要版が環境省から出されております。本方針を踏まえ、市民に対する強力な周知、広報が必要だと考えますが、見解を伺います。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、寺田議員の質問に答弁します。

1点目の余市町における取組についてですが、本町ではリチウム蓄電池は収集しないごみとなっており、廃棄する場合は一般廃棄物収集運搬許可業者に回収を依頼するか、町内のお部家電販売店やホームセンターで回収しています。また、リチウム蓄電池の使用製品そのものについては、町内3か所に設置した小型家電回収ボックスにおいて回収し、処理を行っています。ただし、加熱式たばこについては発火の可能性があることから、対象外としています。

2点目のごみ収集ステーション等での回収につ

いてですが、排出方法や収集方法、保管方法などの課題はありますが、今後町民のニーズに応えるべく安全性に留意しながら適正処理について調査、検討を進めていく考えです。

3点目の町民に対する周知についてですが、リチウム蓄電池について小型家電回収ボックスに誤って混入されるなど周知不足が原因と思われる事例も発生しておりますので、町が回収する条件が整った際は町広報、ホームページ等において強力に周知を行っていきます。

○16番（寺田　進君）　これは私個人のごみの収集等も含めて再質問を行いたいと思いますが、私の家庭には実は非常に強力な収集業者がおりまして、プラスチックと紙を間違えて入れただけでも鋭いチェックが入ってまいります。そういう中で生活をしているので、実は各乾電池とかリチウム蓄電池等についてもどうすればいいのか私の家庭の担当者も悩んでおります。というのも、今町長おっしゃったように、余市町の「家庭ごみの「分け方・出し方」」、これ平成31年3月版です。保存版ということになっています。ここには、町が収集処理しないごみと処分先、結局町では処理しませんということでボタン、ニカド電池が入っております。これは、販売店などにお問合せくださいというふうに載っております。それと、これは2021年、「広報よいち」に小型電子、電気機器回収のお知らせというものが載っております。これでは小型電子、電気機器回収のお知らせということで種類別機器回収品目の一覧表で回収の案内が発表されているのですが、ここで廃棄するときの注意事項にバッテリー、リチウムイオン電池等は取り外してから廃棄してくださいと表示されております。なおかつ、これは余市町一般廃棄物処理実施計画というのが出されています。これにも収集しない廃棄物にニカド電池、ボタン電池、リチウムイオン電池等があり、参考の欄に販売店、一般廃棄物収集運搬業者、専門業者というふうに入

っております。全部見て、ではどこに行くのだというふうになって、私も家電量販店さんに実は問合せをいたしました。そうしたら、基本的には回収はやっております。ただし、変形したもの等については、そこでもお引受けできませんというふうに言われました。そのときはどうすればいいのかということで、恐らく町民はいろいろ調べて、ではどこに持っていくのだろうかと調べて、調べて、最終的に残ってしまっている電池もあるのではないかでしょうか。私の家庭にも何個かどこにも出せなくて残っているのがあります。こういったことをもっと分かりやすく知らせてあげたほうが、また自治体で積極的に回収していくかなければならないのではないかというふうに思うのですが、見解を伺いたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君）　16番、寺田議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

リチウム蓄電池の収集体制に関しては、環境省の通知を踏まえて、今担当のほうで関係機関や処理業者と調整したり、あとは近隣の導入事例を参考にしながら検討を進めていますが、まだおおむね令和8年の4月頃をめどに導入をする考えでいるわけですが、論点としてはやはり処理先の確保だとか、収集の安全性が確認されるだとか、収集の体制や予算などがもちろん今後調整事項になってくるわけですけれども、いずれにせよこれらが確保されたときには広報やホームページなどで周知していくというような予定になっています。

○16番（寺田　進君）　結局大変な作業になるかと思うのです。最終処理がどうなるか、またどういった回収の方法がいいのかと。これ本当に大変なことというか、今まで経験していないことですから、大変だとは思うのですが、ただその大変なものが各家庭に眠っているということもこれ事実でございます。それがそのまま万が一収集が始まつたらそこに、自治体のほうに出てくれればいいですけれども、そうでなくなつたことを考えると、

これは一刻も早く推進していただきなければならぬというふうに考えているところです。ちなみに、近隣の自治体ではもう既に回収しているところもございます。そういったことも踏まえて、できるだけ早く、特に極端な話言うと、今収集を考えておりますので、もうしばらくお待ちくださいというような通知も含めてまずは町民に周知をするということが大事になると思いますし、なるべく早く、今町長も来年の4月度をめどにとおっしゃっていましたけれども、一刻も早くこのことをやっていただきたいということをお願いします。それの見解を伺って、質問終わりたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、寺田議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、令和8年4月頃をめどに導入をしていきたいと思っているわけでございますけれども、課題の点としてはやはり処理先の確保というのは課題なわけです。特にリサイクルマークのない電池ですとか膨張したものに関しては、北海道内でも受入先が限定的なわけです。膨張したものについては、処理先すらないわけです。なので、その点は広域的な連携や国、道とも調整を行なながら進めているということで、あと保管方法についてもクリーンセンター内の安全体制確保が必要だったり、専用容器やスペースを確保する必要があったりというふうなところがまだ課題として残っているので、それ今調整しているということです。いずれにせよ、周知については引き続き担当のほうでめどが立つのであればすぐに周知していくというようなことを考えています。

○議長（藤野博三君） 寺田議員の発言が終わりました。

発言順位7番、議席番号8番、川内谷議員の発言を許します。

○8番（川内谷幸恵君） 令和7年第3回定例会におきまして、さきに通告しました質問について

よろしくお願ひいたします。

件名、職場の熱中症対策について。近年地球温暖化の影響により夏の暑さは異常とも言える状況が続き、職場における熱中症による死者数は増加傾向にあります。熱中症による死亡災害のほとんどは、初期症状の放置や対応の遅れが原因とされています。国は、2025年6月1日より職場における熱中症対策を努力義務から法的義務へと強化しました。この義務化はW B G T、暑さ指数28以上、または気温31以上の環境下で連続1時間以上、または1日4時間以上の実施が見込まれる作業を行う全ての事業者が対象になります。余市町も職員を雇用する事業者としてこの法的義務の対象となることは認識されていると存じます。町民の命と健康を守ることは町の重要な責務であり、それは町役場で働く職員についても同様です。特に女性職員は業務内容や健康状態などによって熱中症リスクが異なる場合があり、よりきめ細やかな配慮が求められます。そこで、2025年6月1日から熱中症対策の義務化について、以下の点について町の取組と認識をお伺いします。

1、庁舎内に熱中症指数計は幾つありますか。

2、6月1日からW B G T、暑さ指数が28を超えた日は庁舎内で何日ありましたか。

3、今回の労働安全衛生規則の改正による熱中症対策の義務化について町はどのような認識を持ち、どの部署が義務化の対象となると想定しているのか、その評価状況をお聞かせください。

4、義務化された報告体制の整備、実施手順の作成、関係者への周知の3つの対策について町として具体的にどのような計画を立て、現在どのような準備を進めているのか、その方針と進捗状況をお聞かせください。

5、熱中症対策を怠った場合、企業には罰則が科される可能性があるとされています。町として職員の安全確保と法的義務の遵守に対する責任をどのように捉え、町のリスク管理としてどのような

な位置づけをしているのか、所見をお聞かせください。

6、学校施設において教室は窓枠クーラーが設置されるなど子供向けの対策はされていますが、職員室、保健室等教員の仕事する場所に対して何か対策はしていますか。

以上、よろしくお願ひします。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、川内谷議員の質問に答弁します。

1点目の庁舎内の熱中症指数計についての質問ですが、庁舎内には1台あります。

2点目の庁舎内の暑さ指数が28を超えた日についての質問ですが、計測を始めてから庁舎内で暑さ指数を超えた日はありませんでした。

3点目の町の義務化に対する認識と対象部署に関する質問ですが、熱中症対策については義務化により組織的に予防するリスクと認識しており、義務化の対象としては全職員が対象と考えていますが、特に外で作業を行う職員についてはリスクが高いと考えており、それぞれ対応を進めています。

4点目の義務化された3つの対策についての質問ですが、既に作成している公務災害安全対策マニュアルを改定し、各課において熱中症発生時の連絡体制の整備及び連絡網を作成し、課内で共有し、また総務課から職員に対し暑さ指数の周知を行っています。

5点目の町のリスク管理についての質問ですが、労働安全衛生規則の改正により地方自治体においても法的責任を問われる可能性もあることから、義務化された3つの対策について継続して進めています。

なお、教育委員会関係については、教育長より答弁します。

○教育長（前坂伸也君） 8番、川内谷議員の学校施設における熱中症対策のご質問に答弁申し上げます。

児童生徒向けの暑さ対策につきましては、令和5年度から令和6年度にかけて国の補助金を活用し、町内小中学校の普通教室と保健室に窓枠エアコンと遮熱カーテンを整備したところでございますが、当該補助事業の対象外となる職員室や音楽室などの特別教室については未整備となっており、現在はサーチュレーターや扇風機を配置するなど、余市町立小中学校熱中症対策ガイドラインに基づき暑さ対策を講じております。

○8番（川内谷幸恵君） 答弁いただきましたが、再質問させていただきます。

1番の庁舎内に熱中症指数計は幾つありますかという回答で、1台しかないということでしたが、この1台は1階にあるのか、それとも2階にあるのか、また暑さ指数計をもう少し、二、三台、5台ぐらいに増やすことはお考えなのかをお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、川内谷議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

暑さ指数計に関しては、その場に設置しておくものではなくて、総務課の職員が回って、その場で計測するというものなので、現在そういう運用をしているということです。

○8番（川内谷幸恵君） 設置するものではなく、そのときに持って室内を計測するという形のものですね。総務課でやられているということなのですが、頻度として1日1回なのか、朝、昼、夕方とか何回かに分けて実施しているのかをお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、川内谷議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

頻度に関しては、その都度状況を見てやっていきますけれども、複数回やっています。その都度統計を取っていますので、気温に応じて暑さ指数計で測定するというような運用をしているわけです。

○8番（川内谷幸恵君） 状況によって頻度をい

いろいろ変えているということなので、今後も、来年度以降も同じような形で実施されるかと思われる所以、こちらのほうは分かりました。

2番目の28を超えた、庁舎内で何日ありますかという質問ですが、ありませんという回答でしたが、ない状況下の中で体調不良になった職員とかはいるのか、町長の分かる範囲でお答えいただきたいです。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、川内谷議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

正式に暑さで体調不良だという話は、こちらに報告は上がっておりません。

○8番（川内谷幸恵君） 報告なしということですが、義務化された報告体制整備、4番の質問と関係してくると思うのですが、報告体制の整備がきちんとされているのか、体制の整備ができていてあれば体調不良者が出ても報告をしやすい環境にあったりすると思うのですが、こちらの環境整備はどのぐらい進んでいるのかをお聞かせください。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、川内谷議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

報告体制に関しては、マニュアルに基づいて、公務災害安全対策マニュアルに熱中症の項目も増やして、そこで各所属課において責任者を定めると。それで、連絡体制を構築するということで、熱中症の疑いも含めて対応の必要がある場合にはすぐに連絡が共有されるような体制は整っております。

○8番（川内谷幸恵君） マニュアルに基づいてということですが、近年暑い日が続いているが、今後も今年以上に暑さが増す年が来る可能性もないとは言えない状況下で、職場の環境、寒かったり暑いということに対して職員が働きやすい環境下にあるかをアンケートなど実施したことがありますでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、川内谷議員の質問

に答弁させていただきたいと思います。

町としてはやったことはないですけれども、職員組合のほうでやっているというふうには聞いております。

○8番（川内谷幸恵君） 組合としては実施をしているということですが、今後はちょっと町としても義務化になったことをきっかけに一度全体職員に寒いとか暑いとか働きやすい環境かそうでないかというアンケートを実施することを望みますが、町長としての見解をお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、川内谷議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

そもそもこの余市町役場、冷房が完備されていないので、暑いです。ここも暑いですし、私の部屋もすごく暑いので、多分夏場は快適な環境でないことは間違いないと思うのですが、冬はもちろん寒いし、近代的な建物ではないことに起因してそういうことが起こるわけですけれども、いずれにせよ今の話は熱中症なので、それにかかるないようにマニュアルを整備していますし、職員の安全には十分気をつけるということで、アンケートを取っても多分、担当のほうで検討しますが、私も含めて快適ではないというふうな回答すると思います。

○8番（川内谷幸恵君） 確かに今この余市町役場はちょっと建物も古くて、そういう冷暖房の設備が整っていないなく、本州のほうとかはそういう暑さに対する対策ができるので、冷房設備とかが整っているということなので、熱中症対策に対する、義務化に対する何か施策とか実施とかは少ないように調べたら思われたのですが、古い庁舎の中で職員が働きやすい環境づくりをする、熱中症にかかるない、リスクを軽減するということを今後何かすることはご検討でしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、川内谷議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

熱中症にかかるないようにマニュアルを整備し

たということですけれども、インフラの整備というような側面でいったら、それはなかなか建て替えとかの大きい話になるので、すぐにはできる話ではないとは思います。

○8番（川内谷幸恵君） マニュアルの整備をしても実際そういう状況にあったときにいざ対応できるかとなると、なかなかスムーズにできなかつたりするのが多いと思うのですが、インフラ整備については先ほどほかの議員もクーリングシェルターの話もありましたが、庁舎内、建て替えとか、その前にちょっと長い目で見て、職員用のクーリングシェルターを庁舎内に一つでもつくったほうがよいのではないかと思うのですが、町長のお考えをお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、川内谷議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

温度帯、スポットクーラーはあるので、温度を見ながら随時対応していくということかなというふうに思います。

○8番（川内谷幸恵君） マニュアルをつくったということですが、女性職員はいろいろと体の変化が物すごく暑さとかに左右されやすいです。私も女性ですが、ちょっと年齢が高齢化していくと体温調節がすごく難しくなったりするのです。なので、女性職員も暑くても薄着になれなかつたりとか、そういう配慮とかも必要になってくるかと思うのですが、そういうのもマニュアルの中に含まれているのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、川内谷議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

熱中症の連絡体制の話なのですから、先ほど申し上げましたとおり、責任者を置いて、熱中症のおそれがある者がいないかどうか、ある者がいたらどういう状況なのかというのをきちんとチェックするようになっており、それで連絡体制を構築するということなので、服装ですか個別にというのまではやってはいけないです。

○8番（川内谷幸恵君） マニュアルにはないということですが、なかなか多分言いづらいこともあるのかなと思うのですが、報告体制の整備となっていますが、報告する、報告しやすい環境、暑くて具合悪くてもなかなか言い出せないという状況になった場合でもこの報告体制はちゃんと機能するかどうかに対しての町長のお考えをお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、川内谷議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

責任者のほうで具合悪い人いないか見るので、それは報告体制は機能するのではないかというふうに思います。

○8番（川内谷幸恵君） 責任者に報告ということですが、この責任者もちょっと熱中症とか、そういう感じになった場合は別の管理職の方が報告を受けるという形になるのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、川内谷議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

責任者が報告ではなく、責任者が具合悪い人がいないかどうかをチェックして、共有をするということなので、責任者なのだから、自分が具合悪かったら具合悪いですと報告すると思います。

○8番（川内谷幸恵君） ごめんなさい、ちょっと聞き間違えました。責任者がチェックをすることですが、自己申告ではないので、責任者が外見だけ見て大丈夫そうだねって言ったらそれで終わりだと思うのです。本人はすごく具合悪いのだけれども、我慢している状況もあるかと思うのですが、そこに責任者がいかに気づけるかというのも今後大切になってくるかと思うのですが、そこに対しての町長のお考えをお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、川内谷議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

責任者に関しては、熱中症が疑われる事例についてチェックするようにというようなことなので、きちんとチェックするような体制が、もちろ

ん日によって暑い日、涼しい日ありますので、暑い日にとってはより精密にチェックするということをやることになるのではないかというふうに思います。

○8番（川内谷幸恵君） 職員の中でもなかなか言い出せない方もいると思うので、そこはやっぱり責任者のほうがちょっとした変化とかを見てあげれるよう、責任者のほうから具合悪いのかいということが言えるような環境づくりを今後もしていっていただきたいと思います。

5番の熱中症対策を怠った場合に対する質問、4番と関連しているので、報告体制の整備、実施手順の作成、関係者への周知というのが3つということだと思うので、これは分かりました。

全体に対してですが、お金のかかることではあるとは思うのですが、暑いときちょっと職員がクールダウンをしたいなと、できる場所を提供するのも働きやすい環境だと私は思うのですが、やはり暑さによって判断力、決断力など、そういう認知能力の低下が出てきたりとかするといいアイデアも出なくなったり、判断を間違ってしまったりとか、そういう仕事に影響があるかもしれない状況になるので、今後庁舎内に1部屋クーリングシェルターをつくるなどの検討をしていただけないかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、川内谷議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

今後運用で、先ほども申し上げましたとおり、暑ければ状況見てスポットクーラーを導入するなど、随時暑さを見ながら対応していくことにはなります。

○8番（川内谷幸恵君） では、暑さを見て今後検討されていくということなので、今年度よりも暑い年があったときにスポットクーラー導入など、クーリングシェルターの設置などをぜひ検討していただきたいと思います。

町長への質問は以上にします。

6番の学校施設においてですが、教育現場における今回の熱中症対策の法的義務を受けて、今後について見解をお伺いします。

○教育長（前坂伸也君） 8番、川内谷議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど答弁をさせていただきましたが、職員室等については設備を整備しておりません。そういう中で、ご質問にもございましたが、国の規則改正もございましたので、設備の整備等範囲に関するることはちょっと財政的なこともありますので、この場では明言というか、確定的な答弁はできませんが、教職員の安全の確保という観点から対応について検討してまいりたいと、このように考えております。

○8番（川内谷幸恵君） 子供たちが何よりもやはり危険にさらされることがないよう管理をするのも教員のお仕事だと思うので、その管理をする教員が体調不良、熱中症とか、そういう体調が思わしくなるという環境はちょっと子供たちにも影響を受けるので、今後安全の確保を徹底していただきたいと思います。私の調べたところ、札幌市などは職員室に冷房設備の計画が上がっているとか、千歳とか、そういう中心都市の学校は今後職員室の冷房設備の完備を検討しているということなので、私の家もそうなのですけれども、海に近いから、浜風があるからクーラーなんか要らないと何年も思っていたのですけれども、この例年の暑さによって我が家にもクーラーを2台設置せざるを得ない暑さになってしまっているというのもあるので、それが学校とか、そういう集団生活をする場所はやっぱり人の熱気とかはとてもすごいと思うのです。その中で冷房設備がないと暑いままぼうっと仕事をしなくてはいけない、判断能力が低下するという状況にもなりかねないので、子供を預かる教員なので、そこはきっちりと、財政の関係もあるとは思うのですが、今後導入していただけるよう検討いただきたいと思います

が、教育長の見解をお伺いします。

○教育長（前坂伸也君） 8番、川内谷議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

ただいまご質問がありました。自治体によっては職員室への整備等々を検討、実際に設置している自治体もあるように聞いております。私もできれば冷房設備の設置の必要性という部分は認識はしているところでございますが、また児童生徒の安心、安全の確保というのは正直最優先をしているところでございますが、先生を、教職員をないがしろにするということは考えておりません。そういう中で、先ほども答弁させていただきましたが、教職員の皆さんの安全を確保するためにしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○議長（藤野博三君） 川内谷議員の発言が終わりました。

各会派代表者会議、諸会議の開催、さらには昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時44分

再開 午後 1時30分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

発言を許します。

発言順位8番、議席番号4番、佐藤議員の発言を許します。

○4番（佐藤剛司君） 令和7年余市町議会第3回定例会におきまして、さきに通告しておりました3件について質問いたします。

件名、余市町のICTを活用した教育環境の充実について。余市町では、ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びを各小中学校で一体的に進めていますが、この個別最適な学びと協働的な学びの進捗状況について伺います。

1、現在各学校で具体的にどのようなICT機器や学習ツールが活用され、どのように授業に組

み込まれていますか。

2、この取組による児童生徒の学力や学習意欲にどのような変化が見られますか。具体的な事例があればお聞かせください。

3、この取組に対する教員の研修体制はどのように確保され、教員が新しい学習方法や新しい機器に円滑に対応、導入できるようどのような支援策を講じていますか。

4、余市町で認識しているICT機器の各小中学校での使用についてメリット、デメリットをお聞かせください。

5、今後の個別最適な学びと協働的な学びの推進に向けた課題と展望について見解をお聞かせください。

件名、部活動の地域移行について。教員の長時間労働是正のため部活動を段階的に地域に移行する動きが全国的に進んでいます。余市町では部活動の地域移行に先進的に取り組んでいますが、移行における課題について伺います。

1、余市町における部活動の地域移行の現状と今後の具体的なスケジュールについてお聞かせください。

2、地域移行が進められていますが、課題（指導者の確保、費用負担、練習場所等）に対しての余市町の対応についてお聞かせください。

3、地域移行の過程で生徒の活動機会が失われないようどのように配慮していますか。

4、部活動指導の負担軽減を含む教員の働き方改革に向けた町の具体的な方針と取組についてお聞かせください。

件名、緊急銃猟について。近年北海道ではヒグマによる人身被害や生活被害が多発しており、この状況を受け、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき緊急銃猟が制度化しました。制度の目的としては、人の日常生活圏に危険鳥獣が出没した場合、地域住民の安全を確保しつつ迅速に銃器による捕獲等を行うものです。

この制度の実施主体は市町村長ですが、現在の余市町の現状と課題について伺います。

1、現在緊急銃猟について余市町としてどのような検討をし、どのように進めていくのかお聞かせください。

2、所轄の警察署や地元猟友会との緊急銃猟についての話合いは行われているのかお聞きします。

以上3件、よろしくお願ひいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、佐藤議員の緊急銃猟についての質問に答弁します。

1点目の緊急銃猟についての検討と進め方についてですが、実施するまでにハンターの身分保障や人材確保など多くの課題があり、課題整理を進めているものの、現場での運用を図るには銃猟に当たるハンターの理解を得ることが重要ですので、町と北海道猟友会余市支部及び余市警察署との3者による協議調整を進めます。また、緊急銃猟での対応とならないよう、町なかへの出没を抑えるような対策についても調査研究していきます。

2点目の警察署や地元猟友会との話合いについてですが、9月5日に仁木町において北後志管内の町村と消防署並びに猟友会支部及び余市警察署でヒグマ出没時の初動対処訓練を実施しているところであり、この内容も踏まえ近日中に有害鳥獣駆除対策協議会を実施し、話し合いを行う予定です。

なお、教育委員会関係の質問につきましては、教育長より答弁します。

○教育長（前坂伸也君） 4番、佐藤議員の余市町のICTを活用した教育環境の充実についてのご質問に答弁申し上げます。

まず、1点目のICT機器や学習ツールの活用についてでございますが、令和の日本型教育においては個別最適な学びと協働的な学びを確立させ、その際にはタブレット端末等を用いたICT環境の下での授業改善が求められているところで

ございます。本町におきましては、タブレット端末で使用される学習ツールとしてアプリを導入しております。このアプリにはドリル機能があり、児童生徒個々の実態に応じた問題に取り組むことが可能となっており、繰り返し機能やAIによる自動採点機能など個別最適な学びが実践されております。また、自分の考えを図や式で表現し、他のクラスメートの考えも共有できる機能を活用することにより他者と関わりながら学ぶ協働的な学びを実践するなど、各校において教科の特質に応じながら日常の授業の中にICT機器を取り入れ、授業改善に取り組んでいるところであります。

次に、2点目の児童生徒の学力や学習意欲の変化についてのご質問でございますが、今年度実施しました全国学力・学習状況調査における小学6年生を対象とした質問の中で、ICT機器を活用することで楽しみながら学習を進めることができているかという質問やICT機器を活用することで友達と協力しながら学習を進めているかという質問に対し、肯定的な回答をする児童はいずれも9割を超える結果となっており、学力はもとより、学習意欲にもよい影響が出ているものと認識しております。

次に、3点目のICTを活用した授業に対する教員の研修体制や支援策についてのご質問でございますが、校内の実践事例の共有や授業改善を担当する加配教員の行う授業での好事例の紹介、アプリの操作や活用方法の研修など、教職員が新しい学習方法や機器に対応できるよう余市町として統一感のある授業改善の取組を進めているところであります。

次に、4点目のICT機器の使用についてのメリット、デメリットに関するご質問についてでございますが、まずメリットにつきましては個別最適な学びと協働的な学びの実現や調べ学習での情報収集、整理、発信の力が育つ、情報活用能力の向上が図られることがメリットであると認識して

おります。デメリットにつきましては、長時間の画面使用による視力の低下や姿勢の悪化などの健康面、読み書きの能力の低下が考えられ、これらの点について配慮していかなければならないものと認識をしております。

次に、5点目の今後の個別最適な学びと協働的な学びの推進に向けた課題と展望についてでございます。ICT機器の活用は授業力の向上につながるものと認識しているところでございますが、本町においては国語における書く力、読む力が向上することにより全ての教科の学力の向上につながるものとして、国語科を中心とした授業改善を取り組んでいるところでございます。今後におきましてもICT機器の活用と従来型の学習方法とのバランスに配慮し、子供たちの学力向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、部活動の地域移行に関わるご質問について答弁申し上げます。1点目の地域移行の現状と今後の具体的なスケジュールについてでございますが、本町では令和5年度から令和7年度の改革推進期間において国の地域スポーツクラブ活動体制整備事業を受託し、NPO法人よいスポが運営主体となり、地域移行を進めているところでございます。現状としましては、地域への完全移行が2部活、休日移行が7部活となっております。今後のスケジュールにつきましては、次年度以降の目途として国が示す方針を注視し、引き続き推進体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

2点目の余市町における課題につきましては、ご質問にありますとおり、指導者と生徒の移動手段や練習場所の確保、経費の増大などの課題が挙げられますが、指導者につきましては生徒や保護者の多様なニーズに応えるための人材育成、体制づくりが必要であると考えており、移動手段につきましては保護者や地域クラブ関係者との協議を進め、練習場所につきましては学校開放事業の有

効活用を検討してまいります。経費の問題につきましては、保護者負担の問題が想定されますが、国や北海道の支援制度の動向に注視しながら検討してまいりたいと考えております。

3点目の生徒の活動機会が失われないための配慮については、生徒のニーズや地域の実情を把握しながら指導者や練習場所の継続的な確保に努めてまいりたいと考えております。

4点目の教員の働き方改革に向けた具体的な方針と取組についてでございますが、地域移行が進んでいる競技につきましては、教職員の負担は一定程度解消が図られているものと認識しているところでございます。今後におきましても円滑な地域移行はもとより、働き方改革アクション・プランに掲げている目標の達成に向け努力してまいります。

○4番（佐藤剛司君） 再質問に移らさせていただきます。

最初に、町長から答弁いただいたので、緊急鏡獵についてから質問させていただきたいと思います。現状テレビの報道等見ていますが、内容が、道ではこういうふうにやっていく、今日のニュースでは警察庁のほうで撃った場合のハンターの責任について言及されるような報道が目にされ、まだ制度としては全然成熟していないなどという状況だと思います。先ほどの町長の答弁の中でハンタ一人材等運用の仕方とかいろいろまだ進めていくという話だったのですが、その中で出没を抑えることの調査研究されるというふうなお話をありがとうございましたが、現在出没を抑える対策をしているのであれば、どのようなことをしているのかお聞かせください。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、佐藤議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

もちろん市街地での出没を抑えることは重要なわけですけれども、取組としてはゾーニングをして管理をするなど、そういうことが必要になって

くるので、取りあえず当面はそういうところでゾーニングをして、ヒグマの出没を抑える整備が必要なので、その点やっているということです。

○4番（佐藤剛司君） 現状この制度がつくられた経過としまして、ヒグマの行動変化があると思います。このヒグマの行動変化に対する町の認識、近年報道等でもありますけれども、想定外のヒグマの行動があって、今までこんなことはなかったという話だったりというのが報道で出ております。町の認識として、ヒグマの行動変化というのが余市町にも当てはまるものなのかという認識というのはあるのかお聞かせください。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、佐藤議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

ヒグマの行動変化については私は分かりません。ただ、町なかに引き入れないためには畠と山の間の草刈りをして見通しよくしたり、熊を引きつけるような生ごみを放置したりとか、そういうのをしないことが重要になってくるので、専門家ではないので、専門家の指摘とかアドバイスに基づいてヒグマを市街地に寄せつけないようなことをすることが必要だというふうに思います。

○4番（佐藤剛司君） 町長が言ったとおりで、専門家でないと分からぬ部分というのは多々ありますので、今回聞きたいなと思っていたのは、この緊急銃猟の制度の実施主体が市町村長だとうところで、最終的に緊急銃猟の制度を運用しようとなったときにゴーを出すのは齊藤町長で間違いないでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、佐藤議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

権限主体が市町村長になっていますが、現場に市町村長いるわけではないので、どの自治体も。現場で指揮を執る担当者に権限を委任しておくということが実際の運用では行われます。

○4番（佐藤剛司君） ということは、指揮系統に関しては現状でマニュアル等があつて、現場の

責任者という者が確立されているということでよろしいでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、佐藤議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

もちろんこれについては法律で定められているので、権限主体は市町村長が現場に移行しておいて、権限をその他、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律34条ですとか、警察官職務執行法第4条ですとか、そういう関連法令があるので、その法令に基づいて、あとは緊急銃猟の4条件というのがありますので、それに当てはまるかどうかを判断して、検討がされるということになっています。

○4番（佐藤剛司君） この制度に関してはまだ始まったばかりなので、2番のほうでも、仁木のほうで訓練やられたそうですけれども、その訓練内容について町長は把握していらっしゃるでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、佐藤議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

仁木でやった訓練については、9月5日に仁木市民センターで机上訓練をやりまして、参加したのは仁木町、赤井川、余市、古平、積丹、猟友会の余市支部、仁木支部、仁木、赤井川、古平、積丹消防署、あとは余市消防署で机上訓練をやって、中学校付近で熊が出没して、及びきのこ王国付近で熊が出没したのを想定した機上訓練を行ったというのと、あとはきのこ王国付近で出没を想定した実施訓練、実際の緊急銃猟及びドローンを使用した訓練をやったということで、そこで挙げられた課題としては初動対応に係る時間や人材の確保、住民等の避難の判断、安全確保と緊急銃猟の判断などの課題を洗い出したということです。

○4番（佐藤剛司君） そのようなことを踏まえて、今後話し合いが行われていくものと思います。今後に向けてですけれども、ある程度早い段階で決めるることは決め、適正に運用していくただ

きたいのですが、現状のヒグマが出没する、しないというのは誰も分からぬことですので、今現状では農林水産課の職員などがいろいろ対策等していただき、あんまり町なかのほうに出てくるという状況はないのかなと思っております。ただ、今後本当にいつ出てくるか分からぬといふものに対して運用していかなければいけない状況が来るときにやっぱり地域の理解が必要と考えますので、周知を含め適切にアナウンスをしていただきたいと思います。そこで、緊急銃猟について町長から今後の余市町の方針等何かあるのでしたら答えていただきたい、この質問は終わりにしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、佐藤議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

先ほども申し上げたとおり、方針としては先ほどの訓練を踏まえて、今後有害鳥獣駆除対策協議会を実施して、方針を定めていく、話し合いを行っていくことが今後の方針です。

○4番（佐藤剛司君） では、続きまして次の質問に移りたいと思います。

余市町のＩＣＴを活用した教育環境の充実についてで、1番のところでタブレット端末を使って、学習ツールはアプリ、その中でドリルをやったりという話が教育長のほうからありました、そのアプリについてなのですけれども、個別最適にという部分で考えるならば、例えば先取り学習とかというのができたりとか、アプリの機能で復習を効率よくできることか、苦手な問題等をAIが判断して、勝手にしてくれるとかという、そのようなイメージのアプリと考えてよろしいのでしょうか。

○教育長（前坂伸也君） 4番、佐藤議員の再度のご質問に答弁を申し上げます。

アプリの内容でございますが、先ほども答弁をさせていただきましたが、子供たち個々の能力に合わせて学習を積み上げる、そういった機能もつ

いておりますので、そういったアプリでござります。

○4番（佐藤剛司君） 個別最適という部分で、とても学習意欲のある子だったら、例えば4年生だけれども、5年生の勉強もしたいみたいな感じになったときに算数の問題が5年生、6年生まで出てきたりするというのは、アプリの状態としてはあり得るのでしょうか。

○教育長（前坂伸也君） 4番、佐藤議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

正直申し上げまして、児童生徒の学力は差があるのが実情でございます。そういった中で、國の方針として個別最適な学びということがうたわれておりますし、先ほども答弁しましたが、ＩＣＴを積極的に活用しなさいということでございます。そういった中で私どもＩＣＴを活用させていただいているところでございますが、ただいま佐藤議員のご指摘がありました部分についても学力に合わせて対応するということで意を用いて対応しているのですが、学年をまたぐとなりますと、そういった部分で個別最適な学びですが、教師の負担等々考えますとそういう限界もあるのではないかなどと思うのですが、そういった課題も含めて、できるだけ進んで、学力が身についている子はどんどん先に行って、あまり学力が身についていない子供たちはやはり復習というか、学年をまたいで学習するということは非常に大事なことだと思っております。

○4番（佐藤剛司君） やっぱり学年単位ということで、その中でうまく運用していっているということで認識しました。

次、2番目の学力や学習意欲のほうに移りたいのですけれども、楽しみながら、友達と協力しながら学習意欲が上がっているというふうな肯定する意見が学力状況調査で9割あり、その中で学力も意欲とともに上昇しているとありました、実際学力は上がっているということでよろしいので

しょうか。

○教育長（前坂伸也君） 4番、佐藤議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

学力を把握するといった部分でいいますと、全国学テ、その調査結果を見るのがまずは一つ判断基準になるのかなと思っております。そういった中、正直申し上げまして、ちょっと詳細は今整理中で、近々にまとめて、また所管委員会のほうにも報告をさせていただきたいと思っておりますが、小学校の国語が全道平均を上回ったのですが、その他の中学、小学、算数、数学、国語等々については平均に満たないという結果でございます。学テの結果はご案内のとおり年度ごとによって大きく差があって、一概にそれをもって学力の定着というものは判断はできないものの、そういった状況にございます。ただ、先ほど答弁もしましたが、私ども国語科に力を入れておりますし、ちょっと話は飛ぶのですが、デメリットの部分で書く力、読む力がやはりICTが進むと身についていないということでの課題もありますので、そこに力を入れているところでございます。そういった中で学テの結果を見ますと、非常にそういった部分は能力アップが見られておりますので、そういった意味での成果ということはICTの機器の活用も含めてあるのかなと思っております。

○4番（佐藤剛司君） 今ICTの機器のメリット、デメリットのほうに、4番目のところの話にも触れるので、そのままちょっと質問させていただきたいなと思うのですけれども、ICT機器の得意、不得意分野というのがやっぱりあるとは思うのです。例えば国語でしたら書くとか読むという部分では長時間画面を見ることによって疲れが生じるので、やはり画面よりも普通の教科書だったり、紙媒体のほうがよろしかったりするというのは世界的な報告でもありますので、実際教育長の認識しているICT機器の得意とする教科だったり、不得意とする教科というのがもあるので

あれば見解をお聞かせください。

○教育長（前坂伸也君） 4番、佐藤議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

先ほども答弁をさせていただきましたが、個別最適な学び、あと協働的な学び等々については、やはりICT機器を使った授業というのは子供たちの能力アップに非常につながる学習方法だと思っております。ただ、一方では書くこと、読むことということ、そういった部分はやはり低下するおそれもあるということでございます。ですから、そういった部分を含めまして対面的な授業とICT活用をやはりバランスを取って授業を進めていくというのが大事かなと思っております。ご案内のとおり、コロナの感染によって計画的に、段階的に整備する計画だったものが一気に導入されたという経過もございます。そういった中では、段階を積んでそういった課題もだんだん明らかになっているという状況でございますので、そういったことも踏まえて進めてまいりたいと、取り組んでまいりたいと考えています。

○4番（佐藤剛司君） GIGAスクール構想の前倒しという部分で一気に進んだ部分があるとは思っております。得意、不得意という部分でなぜ聞いたかというと、デジタル教科書を何か正式に義務づけるという話をニュース等で目にしたのですが、教科書をデジタル化にして義務化する。現状で果たしてそれが正しいのかどうかというのは、今のICT機器を活用してある程度年数たっている段階で、教育長としてはその学習効果について言える見解があればお聞かせください。

○教育長（前坂伸也君） 4番、佐藤議員の再度のご質問に答弁申し上げます。

まず、デジタル教科書の導入状況でございますが、国の実証事業ということで外国語、英語、全校に導入済みでございます。他に申し上げますと、算数と数学は全校ではありませんが、導入している学校もございます。そういった中でデジタル教

科書を実際使って学習を進めているところでございますが、国のはうで英語を実証事業ということ優先的に進めているということは、英語科についてはデジタル教科書というの非常に有用であるという判断であると思います。そういう中で私どもも入れて、今手探りではないのですが、進めております。ただいま議員さんおっしゃったように、私も新聞等でデジタル教科書のメリット、デメリットというのは把握されておりますので、私どもも今実践して使っている中でそういう課題というのを洗い出した中で対応してまいりたいと考えています。

○4番（佐藤剛司君） このデジタル教科書に関しては、各自治体の裁量だったりという部分がかなりありそうなので、適切な運用をしていただければなと思います。デメリットの中でＩＣＴ機器でのトラブル、例えば学習以外の使用だったりとかという問題というのは現在あるのか、過去にあったのかお聞かせください。

○教育長（前坂伸也君） 4番、佐藤議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

そういうデジタル機器、今議員さんご質問、ご指摘があったようなことも懸念をされているところでございます。そういう中、私どもセキュリティーソフトというものを入れさせていただいておりまして、授業に関係ないものについては見ることができない。あと、時間制限等々もさせていただいているので、そういう中で児童生徒がそういうことをしないというか、危険なサイトのアクセスも含めてできないような措置を取っているところでございます。

○4番（佐藤剛司君） プロblem等がないようにセキュリティーをかけてＩＣＴ機器を活用していただいているという部分で、ちょっと保護者としても安心感はあるのかなと思います。

ちょっと3番のほうに戻りたいのですけれども、教員の研修体制というの物理的に時間の確

保等はどうなされているのかお聞かせください。

○教育長（前坂伸也君） 4番、佐藤議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

研修についてでございます。道教委主催の研修、あと後志の研修センターという組織がございまして、そこでも研修事業は進めております。それは特定の教師が参加する場合もありますし、道教委の場合はポータルサイトも開設しております、それで学ぶという機会もございます。そういう中で本町はまずは自校の研修ということで、各学校研修担当という教職員がございます。その教職員が中心になって、いわゆる実際に使ってみて、実践してみて、これは使えるなという好事例、そういう部分をまず校内で共有すると、そういうことは日常行われております。あとは、私ども授業改善の加配、小学校担当なのですが、その加配の教職員もおりまして、その加配の職員が、まず余市町の統一感ということで先ほど答弁をさせていただきましたが、新しい学習方法や機器に対応できる、あとは他の先進事例等々も各学校の教職員にリアルタイムに伝えるという方法も取っておりますので、またうちでいうと小学校だけではなくて、中学校のほうも対応していただいているという状況にございますので、そういう部分で教職員個々のスキルアップに努めしております。ですから、それが通常学校においては当たり前の取組として今進められておりますので、教職員について負担というの改めて時間も取るということも含めて負担にはなっていないように考えております。

○4番（佐藤剛司君） 教職員の働き方改革というところも含めて負担にならないように、実際こういうＩＣＴ機器を使っていくことによってネットリテラシーだったり、今後プログラミングの学習だったりとかというのも増えていったりするのかなと思いますので、教職員の方がうまく実務ができるようにやっていただけたらと思います。

続きまして、次の部活動の地域移行についてなのですが、1番でスポーツ系、完全移行2つで、休日移行7つとなっているのですけれども、今後文化系の地域移行というものが進んでいくのかどうかお聞かせください。

○教育長（前坂伸也君） 4番、佐藤議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

スポーツ系については答弁をさせていただきましたが、一定程度進んでおりますが、文化系については対応はできていない状況でございます。ただ、部活動となりますとスポーツ系、文化系という区別はございませんので、今後国の方針も含めて文化系についてもそういった地域移行の対応はしなければならないと考えておりますが、本町ではまだ取り組んでおりません。

○4番（佐藤剛司君） 生徒の数が減っていくので、だんだん部活動も減っていく方向にいっているなという気はするのですが、やはり部活をなくす前にある程度地域移行して、部活を残していくという方針は取っていただきたいなと思っております。

次の2番目の地域移行の課題なのですが、指導者と学校との情報共有というのはなされているのかお聞かせください。

○教育長（前坂伸也君） 4番、佐藤議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

私ども、メインにはよい邵さんほうに委託をして対応していただいておりますが、教育的な指導という部分も非常に重要でありまして、そこが薄くなるのではないかという懸念、その部分がやはり地域移行の課題でもあるということで言われております。そういった中で、議員ご指摘のように学校とそういった実施主体との協議は常時されておりますので、そういったことは今後についても意を用いて対応してまいりたいと考えております。

○4番（佐藤剛司君） 個人情報等もありますが、

生徒のデリケートな問題とかも出てきたときに知りませんでしたで済まないこともありますので、指導者の方も教職員ではないという部分でやっぱりそういうリスクというのは負わないほうがいいなと思いますので、その辺はちょっと考慮して、今現状多分大丈夫だと思うので、安心してお任せしたいなと思います。

3番のほうで、地域移行の過程で生徒の活動機会という部分で、今後例えれば新たな部活動の創設みたいな話が出てきたときに柔軟な対応というのができるのかどうかお聞かせください。

○教育長（前坂伸也君） 4番、佐藤議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

地域部活動への移行というのは教員の働き方改革というのも一つ大きな目的でございますが、やはり少子化が進む中で生徒の活動機会がなくなっていくということへの対応ということも非常に重要なポイントでございます。ご指摘がありましたように、活動機会が失われない、もっと言えば北後志で広域的な連携も図れないかということで今協議もしていますし、実際に連携を図っている部活もございます。そういった中で広域的に連携することにより生徒さんの数の確保という部分のメリットもあると思いますので、それで今部活動として対応できない競技が新たに地域部活動としてそういうスポーツの機会が子供さんに与えられるということもあればいいなというふうに考えております。

○4番（佐藤剛司君） 今とてもいい話を聞けたなと思いました。町自体では少なくとも広域で、広い部分で見た場合にやっぱりやりたいという子供の数がある程度一定数あった場合、そのように広域でやるというのは子供たちにとってもちょっと夢のある話なのかなと思いました。

あと、全国的に見るとこの移行による教職員の負担というのは減って、仕事の質が上がったと言える状況ではないというふうな報道等が見られて

いるのですが、余市町におきましては関係部署の努力の成果が現れていると思うのですが、やはりとてもいい状況で進んでいるのかなと私自身は思いました。部活動自体は勝つこととか技能の向上が目的ではなく、やっぱり人間、生きる力というものを育むための重要な教育活動だと考えます。部活動の在り方について教育長の見解をお聞きして、質問を終わりにしたいと思います。

○教育長（前坂伸也君） 4番、佐藤議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

私どもも今地域部活動については国の補助等を受けて、一定程度進めております。さらに次のステップへ移行しなければならないわけでございますが、ご質問にありましたとおり、正直課題もたくさんございます。ご指摘があったように、いかに地域に担っていただくにしても、教育的意義という部分を担保していくのかというのも非常に大きな課題だと思っております。そういった中で、ご質問にもありましたとおり、学校との連携というのは非常に重要になると思いますので、今まで3年間実施をしてきましたが、課題もございますので、そういったことも踏まえて、さらに子供たちのために頑張ってまいりたいと考えております。

○議長（藤野博三君） 佐藤議員の発言が終わりました。

これをもって一般質問を終結いたします。

○議長（藤野博三君） お諮りいたします。

会議規則第9条第1項の規定に基づき、13日から15日までの3日間は休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、13日から15日までの3日間は休会とすることに決しました。

○議長（藤野博三君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、16日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後 2時18分

上記会議録は、寒河江書記・山内書記の記載したものであるが、
その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 12番 藤野博三

余市町議会議員 2番 尾森加奈恵

余市町議会議員 4番 佐藤剛司

余市町議会議員 5番 内海富美子